

第 98 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 2 年 3 月 26 日（木）14 時 00 分～15 時 45 分

2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員（敬称略・五十音順）

荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、高野一彦、玉置 久、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子

(2) 実施機関の職員

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課担当課長

環境局事業系廃棄物対策部担当課長

企画調整局情報化戦略部担当課長

環境局事業系廃棄物対策部担当課長

教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課担当課長

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長

保健福祉局健康部健康政策課担当課長 ほか

(3) 事務局の職員

市民情報サービス課長、情報化戦略部担当課長 ほか

(4) 傍聴者

1 名

4. 議 題

(1) 審 議

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

②事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等届出システムの構築について

③産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について

④神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスの利用について

⑤千年カルテプロジェクト参加に伴う匿名加工医療情報を用いたデータの利活用について

⑥医療介護データ等の連結解析について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

- 委員 7ページの図の赤い点線の部分が今回の諮問範囲ということですが、2ページに記載の情報をデータベースに取り込むのは、問題ないように思うのですが、何を諮問しているのでしょうか。
- 国保年金医療課 資料1の別図をご覧いただきたいと思います。図の黄色い部分が今回諮問の範囲です。全庁ファイルサーバで個人情報を電子計算機処理するにあたっては、類型化されているのですが、答申のなかでは、機微情報については、従来通り、個人情報保護審議会に諮るものとされておりまして、今回取り扱うデータは、健診データ、レセプトデータなど機微情報にあたりますので、諮問をさせていただいております。
- 委員 このデータを外に出してどうのこうのではなくて、データベースをすることに対する諮問案件ということでしょうか。
- 国保年金医療課 はい。
- 委員 確認ですが、KDBシステムからデータを取ってくるということでしょうか。
- 国保年金医療課 はい。そのとおりです。
- 委員 そこはセキュアな環境ですよ。
- 国保年金医療課 はい。
- 委員 そこから取ってきて、全庁ファイルサーバに置くということですね。
- 国保年金医療課 そのとおりです。
- 委員 分かりました。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてですが、高齢者の医療、介護、健診等の情報を国保データベースシステムを用いて分析し、高齢者の健康課題を明確にすることは、糖尿病や腎臓病等の重症化予防が必要な対象者については個別的支援を、市区レベルの課題については地域団体や住民等が主催する集いの場を活用した健康相談等の集団的支援を可能にするなど、高齢者のフレイルや疾病の重症化予防に寄与するものであり、公益に資すると認められること、

また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

②事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等届出システムの構築について

環境局事業系廃棄物対策部から、事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等届出システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 2 ページにあるデータは、個人情報なのでしょうか。事業者は公開されているのでしょうか、管理の責任者とありますが。
- 事業系廃棄物対策部 管理の責任者の名称、肩書等を保護すべきと考えています。
- 委員 廃棄物管理責任者は資格を持っている人ですよね。これは個人情報なのでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 資格を持った者ではございません。それぞれの会社を選んだ方で、肩書もばらばらになっています。
- 委員 これが個人情報になるのでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 はい。
- 委員 もうひとつ質問ですけれども、申請書をダウンロードして、その申請書をメールで添付するということですが、メールで添付するところがセキュアでないのではないのでしょうか。
- 企画調整局 メールで添付をすることについては、保護審に諮る必要はございません。
- 委員 個人情報が入っているファイルを添付して、メールで送ることは、ここでは審議しないことになっているのでしょうか。
- 企画調整局 はい。
- 委員 そこが一番、セキュリティのホールになると思うんですけど。

- 委員 確認なのですが、本当に個人情報の入ったファイルをメール添付で送るのでしょうか。
- 企画調整局 そこは個人情報ではなくて、「会社が登録するための ID やパスワードを付与してください。」ということですので、そこには、個人の情報は入りません。
- 委員 2 ページに記載されている個人情報は入らないのですか。
- 企画調整局 入りません。2 ページに記載の個人情報は、7 ページに記載の③を通じて情報が流れますので、そこはご審議いただくことになります。この部分については、TSL/SSL 通信ということでセキュリティを確保しています。
- 事務局 補足をさせていただきますと、条例上、定義は第 2 条で規定をしておりますが、電子計算機処理については、入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去もしくは出力これらに類する処理ということで、これらが電子計算機処理ということになってございますが、これにあたらぬものとして、規則で定めておまして、「専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理」とあり、電子メールについては除外されていません。
- 委員 そこが一番重要だと思うのですが。今回は、関係ないことを理解しました。
- 事務局 メールでの運用につきましては、情報セキュリティポリシーにおいて、機密性が 2 以上、個人情報を含む機密情報については、必ずパスワードを付与したうえでメールを送信するというルールになっています。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等届出システムの構築についてですが、事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等の届出を、新たにシステムを構築してインターネットによる届出を可能にすることは、届出者の利便性の向上及び作業の効率化に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

③産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について

環境局事業系廃棄物対策部から、産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について、条例第 7 条（収集の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基

づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 監視カメラの設置について、周知せずに設置し、撮影するとのことですが、不法投棄の取り締まりにかかわらず、一般の方も映るといことですよ。
- 事業系廃棄物対策部 可能性は払拭できませんが、そのような可能性が少ない場所ということで、設置場所をなるべく限定する形で設置しようと考えています。
- 委員 プライバシーの問題はご存じだと思うのですが、公益と個人の権利との利益衡量となる訳ですけれども、行為者のみならず、一般の方が映りこむ可能性がある場合、その方のプライバシーをどう保護していくか。例えば、2014年に大阪駅でJR西日本とNICTが一緒になって、監視カメラを設置して、人の流れを測って、災害時の人の誘導に役立てようというプロジェクトがあったのですが、そこで、たくさんの方が映るのですが、目的は公益目的なのですが、ここにカメラがあつて、撮っているということを周知をして、なおかつ避けられるような道を作ることによって、一般の方のプライバシーの権利を保護しつつ、公益目的を果たしましょうというような事例もあります。監視カメラの場合、行為者については、公益目的でなおかつ犯罪行為ですから、特定をする必要がありますが、一般の方が映るとなると、何らかの周知が必要で、「ここに監視カメラがあります。」と周知をしたうえで、一般の方が嫌なら映らないというような選択肢を選べるような状況にしておかないと、一般の方のプライバシーを侵害する可能性は高いと思いますが、どのように処理されますでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 設置場所を記載していますが、現状として、特定された人しか行かない場所が対象地なんですけれども、限られた人が通報してくるケースが大半なんですけれども、そのなかで、当然、その方には「付きますよ。」という話をしますし、当然、土地の管理者、所有者にも説明はします。さらには、特定の人しか行かないんですけれども、例えば、そこに自治会の人が入る可能性があるということでしたら、自治会の人には、こういう状況で自治会が困っているの、当面の間、こういう形でカメラを設置する、ということを伝えることはできると考えていますし、やっていくべきかなと思っています。
- 委員 もしかして、設置は私有地ですか。
- 事業系廃棄物対策部 私有地の場合もありますし、神戸市が管理している土地の場合もあります。

今回は、こういう事案が発生したら、そこに付けるということを考えていますので、どういう状況で、記載している要件のところがあるのかというのは、起こってみないと分かりませんが、最低限、特定の人しか行かない場所に加えて、そこに行く可能性のある地域の方には周知を考えています。

○委員 分かりました。私有地で、所有者に許可を得るということであれば。私有地であれば、誰か分からない人が入ってくることは少ないと思いますし、不法侵入になる訳ですから、そこは省いていいと思うのですが。市が保有している公道の場合どうするかということですが、一般の人が入ってきたときに、その人のプライバシーをどうするかということですが、ちょっと検討してもいいかもしれません。

○委員 周知をしない方法をとられているのは、周知をしていると行為者がカメラを隠したり、捨てたり、壊したりする蓋然性が高いと考えるからでしょうか。

○事業系廃棄物対策部 あくまで、今回想定しているのは、まずは捨てて、それを神戸市が認知します。特徴としては、複数日に渡って、同じところに捨てに来る可能性が高いので、そこで、認知当初にカメラを分からないように設置して、捨てに来る者を特定したい。だから、カメラを分からないように設置しないと、結局は捨てずに行為者が特定できずに、逃げてしまうということも考えられますし、カメラがあると分かると、持って行ったり、壊したりする可能性もあるので、分からない状況で設置したい、ということです。

○委員 そうすると、具体的な廃棄行為が先にあるということでしょうか。

○事業系廃棄物対策部 そうです。

○委員 設置場所をみると、そういうふうには見えないかなと思うのですが。次の質問ですが、この設置場所に具体的に設置するということを決めるのは、誰がどのような方法で決めるのでしょうか。どこにも書いていなかったような気がします。

○事業系廃棄物対策部 誰が設置するのかというのは、事業系廃棄物対策部で設置条件を満たすかどうかを検討して、要件を満たしていれば設置する。運用に関しては使用基準に従います。

○委員 事業系廃棄物対策部のなかの会議で決めるのでしょうか。

- 事業系廃棄物対策部 所属長がいますので、4月以降は事業系廃棄物対策課長になりますけれども、課長と不法投棄担当で設置の要件について検討し、その上で、設置要件を満たしていれば、設置することを考えています。
- 委員 それが、適正に判断されているかどうかは、判断の手法が全く書いていないと分かりにくい。きちっとされると思うのですが、少し、気になるなと思います。
- 委員 今おっしゃっているのは、使用基準の第2条にある管理責任者等の設置のところでは不十分でしょうか。
- 委員 第4条の場所に設置するんですね。それは、管理責任者が選定するんですよね。
- 委員 そういうふうに読めます。
- 委員 これ自体に反対ではなくて、いいことですので、進めていけばいいと思っているのですが、監視カメラの使用基準であるとか、データの保護に関するルールを少し追加して、例えば、一般の方が映りこむリスクを極力少なくするような設置場所を選ぶとか、取得した情報について、不法投棄者以外の行為者については、即消去するとか、当該目的以外に使わないとか、情報の守秘と管理に関するルールを追加した上で、行為者以外の方のプライバシーを保護する、できているという、そのルールのもとでやっているということをお前提で、やられてもいいんじゃないかなという感じはするんですが、いかがでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 そこは検討できる話かなと思います。
- 委員 問題は、映っているのではないかということ、神戸市に言って来ると思うんですが、その時に、こういう保護をしています、ということが説明できるようにしておくということが、重要ではないかと思います。
- 委員 一般市民が映りこむということをお問題にされておられると思いますが、5ページの設置場所の選定の対象地というところで、書き方としては、「通常、人が立ち入らない現場における」と限定していますよね。通常、人が立ち入らないということは、普通は、一般の人が通行するところではない場所なんですよ。

- 事業系廃棄物対策部 基本的には、そういう場所に限定したいと考えています。プライバシーの侵害の関係があるので、ここであるべく制約をかけようと思います。
- 委員 地主とか、近隣の人、それ以外の人でそこに入ってくるとしたら、不法投棄を行う人しか考えられない、そういう場所ですよ。
- 事業系廃棄物対策部 基本的には、そういう場所です。
- 委員 通常、人が立ち入らない現場という形で、限定はしているんですけども。
- 事業系廃棄物対策部 実際の過去の発生傾向も、そのような現場がほとんどとなっています。
- 委員 分かりました。
- 委員 クラウドが、監視カメラ販売事業者と書いてあるのですが、一般的なクラウドサービスとは違うクラウドサービスなのでしょうか。
- 事務局 環境局から相談がありまして、一緒に検討してまいりました。今回のクラウドにつきましては、いわゆるパブリッククラウドでございますけれども、セキュアな、ISOの認証を受け、認証に基づいて運用しているということで、セキュアな環境にあるクラウドであるということを確認しております。契約先はカメラの販売業者で、データセンターの運営はクラウドサービス事業者のデータセンターを使うということです。
- 委員 それであれば、監視カメラ販売事業者という記載はない方がいいのではないのでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 修正します。
- 委員 使用基準の第4条第1項の文章が、よく読むと意味が分かるんですけども、「カメラの設置場所は、不法投棄で」となるので、少し、もやっとなします。先ほどの話ですと、産業廃棄物の不法投棄があつて、悪質かつ更なる拡大防止を図る必要がある場所という意味ですよ。文章が荒い気がします。
- 委員 できるだけ限定したいという趣旨なんですよ。それでいろいろと付け加わっているんですけども。趣旨は理解できますけれども。表現が難しいですね。
- 委員 「不法投棄により」というような表現はいかがでしょうか。

- 委員 「不法投棄があり」、の方がまだよいと思うのですが。そうすると悪質が浮いてしまうんですけども。「悪質な」を「不法投棄」の前に持ってきた方が、文章としては分かりやすいんですけども。それで、意図が全部反映されるのかどうかというのは分かりませんが、「産業廃棄物の不法投棄があり、更なる拡大防止を図る必要がある場所」の方が、すつときますけれども。
- 委員 主語が「設置場所は」となっていますので、場所に関するところで一度切ってみてはどうでしょうか。「通常、人が立ち入らない現場で」で一度切って、「悪質な不法投棄の更なる拡大防止を図る必要がある場所」。
- 委員 現場であることが前提で、産業廃棄物の悪質な不法投棄があつて、更なる拡大防止を図る必要がある場所、ということなんですよ。
- 事業系廃棄物対策部 はい。こちらの意図するところです。
- 委員 修正していただけますでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 はい。分かりました。
- 委員 それでは、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置についてですが、行き止まり、袋小路の土地等、通常、人が入らない場所への不法投棄や度重なる行政指導にも従わず、産業廃棄物の搬入行為が行われている事案について、廃棄物処理法に基づく行政指導及び警察等捜査機関への情報提供を目的として、監視カメラを設置することは、早期の事案解決及び環境保全に寄与するものであり、公益に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

④神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスの利用について

教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課から、神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスの利用について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）及び条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 員 確認ですが、別図 2 について、右上の進路指導等業務支援サービスデータセンターというのは、既に運用されているんですよね。
- 学校経営支援課 運用されています。
- 委員 員 そこと神戸市の教員との間の関係、あるいは生徒、保護者との間の関係は、既に接続は可能ですよね。
- 学校経営支援課 可能です。
- 委員 員 今回、その部分が諮問範囲となっているのは、第 11 条で扱うデータが増えるということでしょうか。
- 学校経営支援課 そのとおりです。
- 委員 員 メールアドレスとか。
- 学校経営支援課 今までが、アカウントロックとか、教員側の二段階認証とかを行っていなくて、インターネット経由ということもありますので、漏えいしたときのリスクということで、氏名を入れずにランダムな数字を使って、氏名の代わりとするということを行っておりまして、学校の先生から扱いづらいと。進路指導するのに、いちいち乱数表を見ないといけないという苦情があり、生徒も改めて大学へ送る手前で名前を打ち直さないといけないということもありまして、何とかならないかということで事業者側と相談しまして、アカウントロックを取り入れて、おそらく狙われるとしたら先生の ID のなりすましだと思しますので、本人認証を強化するので、名前を入れて扱いやすくしたいということで、今回あらためて諮問をさせていただきました。
- 委員 員 **Japan e-Portfolio** のクラウドとの連携というのは、今まであったのでしょうか。
- 学校経営支援課 いままでなかったです。
- 委員 員 見たことはありましたが、まだされていなかったんですね。ということは、ここは新規ということですね。ですから、第 12 条になっている。
- 学校経営支援課 その通りです。事業者としては、機能としては保有していたのですが、市側

で ID を変えている関係で、本人が直接連携できない。今回、ID を揃えて、連携できるようにしたいと考えています。

- 委員 二段階認証のタイミングをずらしているということは、遅れているということでしょうか。それとも何か特別な理由があるのでしょうか。
- 学校経営支援課 開発が遅延しているということです。
- 委員 氏名、メールアドレス、生年月日等の情報を連携させるときに、本来はそれができていれば、さらに良かったわけですね。その理解でよろしいでしょうか。
- 学校経営支援課 はい。
- 委員 別図 2 のところですが、生徒の自宅のところはなぜ、二段階認証しないのでしょうか。
- 学校経営支援課 生徒が携帯電話を持っていない可能性があり、そこまでしてしまうと、入力できなくなります。ID とパスワードについて、特にパスワードは人に教えるてはいけない、ということをご指導した上で、ID とパスワードで暗号化した通信で実施したいと考えています。データの漏えいを恐れているところですが、生徒の ID を狙うということであれば、本市だけの問題ではなくて、データセンター側で総アタックについて、防護措置を講じるべきだということ、データセンターで対応していただくということになっています。成りすまして狙われるとしたら教員だろうと、複数のデータをとれますので。教員であれば、スマートフォン等を持っていない者はいないという前提で、個人しか持ちえない物を使用した認証で、複数の生徒のデータを扱うということ、セキュリティ措置を講じました。
- 委員 教員のアクセスは高校からだけなので、そこは IP でブロックするなどできると思うんですけども、一番漏えいが問題になるのは、自宅からアクセスできる生徒だと思うのですが、なぜそのような設計指針にしなかったのかなど。
- 学校経営支援課 携帯電話を持っていない、使ったことがないという生徒から、使ったことがある生徒まで差がありますので、まず、パスワードを教えないということを教育した上で、自分のデータを守ってくださいという教育とあわせて利用させていただきたいなど。生徒が千差万別という認識をしまして、難しくし過ぎない、特定のデバイスを利用しないという形で、今回諮問させていただ

いております。

- 委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスの利用についてですが、**Japan e-Portfolio** の運営主体が、一般社団法人教育情報管理機構が担うことになったことから、同機構との間で進路指導等業務支援サービス事業者を介して電子計算機の結合を行い、生徒の大学入学者選抜試験の出願に利用すること、進路指導業務支援サービスの実施に当たり、新たに氏名、生年月日等を項目追加することは大学出願時の重複入力が不要となるなど、生徒や教員の負担軽減を図ることができ、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑤千年カルテプロジェクト参加に伴う匿名加工医療情報を用いたデータの利活用について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室総務課から、千年カルテプロジェクト参加に伴う匿名加工医療情報を用いたデータの利活用について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）及び条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 専門用語が多くて、分からないところが多かったのですが。例えば、DPC 情報はどこにも説明がないのですが。どういうことでしょうか。
- 市民病院機構 DPC 情報といいますのは、診断群分類評価というものでして、診療報酬を出来高報酬ではなくて、この治療の場合は、一律いくらという形で分類しております。それを DPC という表現をしております、医療費の計算方式とも言われております。この点については、補足で記載させていただきます。
- 委員 説明を付け加えるということですか。
- 市民病院機構 はい。
- 委員 1.5 次利用と 2 次利用の違いが分からないのですが。
- 市民病院機構 1.5 次利用については、JMNA（日本医療ネットワーク協会）の資料に基づいて記載したところでございますが、JMNA で利活用されているデータと

なっております。今回、個人情報保護条例の範囲内と考えております。2次利用等は、次世代医療基盤法に基づく、利活用の範囲ということで、考えております。こちらについては、条例の範囲外ということになりますが、そのように区別をしております。一般的な言葉の定義ではなく、事業者が使っている名称をそのまま使っております。

- 委員 2次利用は、法律に基づくものですか。
- 市民病院機構 はい。匿名化をせずに、LDI（一般社団法人ライフデータイニシアティブ）に患者さんの個人情報を提供することができると、提供するにあたっては、30日以上のオプトアウトによる患者同意があれば問題ないということが、この度、施行された次世代医療基盤法の趣旨でございます。
- 委員 対象は神戸市の方でしょうか。例えば、外国人の方は含まれるのでしょうか。
- 市民病院機構 当機構に来院されている患者さんのデータは全て対象になります。
- 委員 分かりました。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。千年カルテプロジェクト参加に伴う匿名加工医療情報を用いたデータの利活用についてですが、既に市民病院と日本医療ネットワーク協会との間で電子計算機処理の結合を行っている情報項目に、新たにレセプト及びDPC情報を追加して、協会が実施する経営分析サービス等を受けること、新たに次世代医療基盤法における認定匿名加工医療情報作成事業者との間で、日本医療ネットワーク協会を介して、電子計算機を結合することにより、診療データが同法律に基づいて医療分野の研究開発に資するために、匿名加工医療情報として活用されることは、健康長寿社会の形成に寄与することが期待され、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思っております。

⑥医療介護データ等の連結解析について

保健福祉局健康部健康政策課から、医療介護データ等の連結解析について、条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

- 委員 匿名化の作業を行うのは、市の職員の方でしょうか、それとも委託先研究機関でしょうか。
- 健康政策課 市の職員です。プログラムが専用端末に入っておりまして、そのプログラムを走らせるのは市の職員が実施します。
- 委員 そうすると、30ページの3の②の文章が違うと思うのですが。この文章は、委託先学術機関は匿名化作業をする、というふうに書いてあり、委託先学術機関の人が、個人情報である氏名や住所を見る、というふうにとらえられてしまいますよね。直した方が良いと思います。
- 健康政策課 はい。実際は、委託先が開発したプログラムを、市の職員が押します。
- 委員 住所とかを見るのは、市の職員ですよ。
- 健康政策課 おっしゃるとおりです。修正します。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。医療介護データ等の連結解析についてですが、市が保有する国保、介護、生活保護等の医療・介護等情報や後期高齢者のレセプト情報等を専用端末で連結して、匿名化したデータを作成すること、当該データを、学術機関へ介護予防や生活習慣病予防等の統計解析のために提供し、その解析結果を活用することは、効果的な健康増進施策に寄与し、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。
- 委員 本日、審議いたしました14件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 (特に異議なし)
- 委員 それでは、これもちまして、第98回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。